

トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

4

[令和4年]2022

No.336



3月に完成した平城宮跡「大極門」

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

駐車スペースの利用時間が変更されました

貨物自動車の駐車可能時間が午前8時から午後9時までに拡大されました。

令和4年3月22日から

場 所

奈良市大宮町6丁目
南都銀行大宮支店 東側路上
※大型自動車等は通行禁止になっています

指示標識

駐車可

(駐車禁止場所ですが、標識に記載された対象車両のみ駐車可)

「駐車可」対象車両等

白線で区画標示された区域内の貨物集配中の貨物自動車に限る
※駐車できる車両は最大積載量5トン未満かつ、車両総重量8トン未満の
貨物ナンバーの車です

利用時間

8:00-21:00



駐車スペースの利用時間が変更されました	巻頭
理事会	2
取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会	4
貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	6
適正化実施対策委員会	8
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育講習会	9
トラック運送事業者のための人材確保セミナー	10
運行管理者試験対策講習会	11
Gマーク【新規】認定先インタビュー	12
大淀町にカーブミラー寄贈	13
高齢歩行者の交通事故防止冊子を寄贈	14
奈良県警察 警備部長 来訪	15

■ 全ト協から

飲酒運転の根絶を目指して	16
軽油価格調査集計表(2022年1月)	17
ごみのポイ捨て禁止啓発チラシ	18

■ 奈ト協から

KIT事業の案内	19
----------	----

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	20
---------------	----

■ 奈ト協から

4月・5月の行事(予定)表	21
優良従業員表彰候補者の推薦について	22
トラックの構造上の特性	24
事業用自動車事故事例No.80	25
適正化事業・巡回指導報告書	26

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	27
子どもの事故防止～足型ストップマーク～	28
「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞	29
歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？	30
令和3年度 トラックによる安全啓発活動	31
全日本トラック協会会長表彰受賞	32
奈良 地域事業主・運行管理者事故防止セミナー	巻末

第一次大極殿院 復原整備模型

※復原事業情報誌に掲載

大極門(南門)とは

大極門(南門)は、第一次大極殿院の正門で、儀式の際に天皇が出御することもありました。「続日本紀」には、南門の南、中央区朝堂院で行われていた上級官人らが弓で的を射る「射礼」という正月の年中行事や、九州の隼人たちの歌や舞いを聖武天皇が大極門にて観覧した記載があります。

南門が当時なんと呼ばれていたか。その門号(門の名称)に関する記事は文献資料にはみえません。そこで、日本や中国の宮殿等の事例研究から「大極門」と命名し、扁額に揮毫しました。

東楼・西楼とは

東楼・西楼は、大極門をはさんで東西対称の位置に建つ建造物です。第一次大極殿院の造営当初、東楼・西楼はなく、730年前後に大極門両側の築地回廊の一部を解体して増築されました。第一次大極殿院正面の荘厳を高めるとともに、2階を用いた儀式(宴会等)が行われていたと想定されます。

第283回 理事会

日時：令和4年2月25日(金) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

理事総数 26名 出席 17名 欠席 9名



▲塚本哲夫会長

冒頭、塚本哲夫会長があいさつ。「『標準的な運賃』の導入について、荷主と交渉しやすい状態をつくっていくことが大事。協会は新聞・テレビなどでPRしているが、私たちも努力していく必要がある。今後も協会としてできることを一歩ずつやっていきたい」と述べ、議事に入りました。

議 事

審議事項は次の通りです。

(1) 令和4年度事業計画書(案)、収支予算書(案)並びに資金調達及び設備投資の見込みについて 事業構成は、事故防止・交通安全対策事業、環境対策事業、災害時緊急輸送対策事業、公益社団法人全日本トラック協会への出捐事業、収益事業等の5つの事業を柱として、輸送の安全を最優先課題としつつ、「標準的な運賃」の収受が図られよう全力を傾注すると説明。令和4年度協会一般会計収支予算書(案)、令和4年度奈良県トラック会館会計収支予算書(案)、令和4年度運輸事業振興助成交付金会計収支予算書(案)、令和4年度奈良・針トラックステーション会計収支

予算書(案)、令和4年度収支予算書総括表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて → 承認

(2) 2022年度団体役員賠償責任保険制度加入(案)について → 承認

(3) 会員の入会(案)について → 承認

新たに6社入会されました

- **林建材(林太郎)**
奈良市朱雀五丁目2番地の2
平城朱雀第1住宅16-401
- **(有)大都通運**
香芝市平野1056番地
- **(株)森岡**
奈良市北之庄町西町二丁目2番地の2
- **ヒロコーポレーション(有)**
北葛城郡広陵町大字大場91番地の3
- **(株)千都**
香芝市今泉469番地32
- **(株)上野自動車工業**
生駒郡平群町横原750番地18



報告事項は次の通りです。

- (1) 塚本運送（株）代表取締役社長 塚本哲夫氏（当協会会長）が近畿運輸局長表彰（自動車関係功労者）を受賞したことを報告した。
- (2) 奈良県トラック会館2階照明器具LED化工事請負契約書について報告した。
- (3) 各委員会報告について
- 【総務】
令和3年度第4回総務委員会書面開催の報告
- 【環境対策】
令和3年度事業概要の報告
- 【災害時緊急対策】
令和3年度事業概要の報告
- 【広報】
令和3年度事業概要及び「標準的な運賃」の広告、新型コロナウイルス感染症予防対策と飲酒運転撲滅対策を広報紙に継続掲載したことを報告
- (4) 三和運輸（株）の八木保郎氏が1月1日付で理事を辞任したことを報告した。
- (5) 令和3年度会費の滞納及び雑損処理処理予定について報告した。
- (6) 会員の退会について
上野商店（上野廣一）の1社が退会。（会員総数501社）
- (7) 事業後継者育成のための「働き方改革への対応セミナー」について、2月3日にオンラインによるセミナーを開催、22名の参加があったことを報告した。
- (8) その他
- 奈良県からの公益法人立入検査の結果を報告した。
 - 高齢者を交通事故から守るための冊子を作成したことを報告した。

出席されたのは次のみなさんです（社名・敬称略）

会長＝塚本 副会長＝清水・中・森本（禎）、萩原 監事＝阪井・東口・壺井 相談役＝吉村
専務理事＝中林 常務理事＝松村 理事＝巽・吉岡（幹）・吉岡（正）・中谷・辻本・西川（直）・櫻本・山崎・川端・山口



第11回トラック輸送における取引環境・労働時間改善奈良県地方協議会

日時：令和4年3月10日(木) 午前10時～

場所：奈良県トラック会館 2階研修室、国土交通省 奈良運輸支局 2階会議室 他
リモート会議につき複数会場

出席：座長・蓮花 一己（帝塚山大学 学長）、榊井博（奈良県商工会連合会 専務理事）
戸田辰司（近畿運輸局 自動車交通部次長 代理出席）、
塚本哲夫（公益社団法人奈良県トラック協会 会長）他



▲トラック会館会場

トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となってトラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制

を実現するための具体的な環境整備を図ることを目的とした協議会。14人の委員と各省、トラック協会の事務局員らが出席

し、リモートで、この間の経過と今後の取組について協議しました。

議 題

1. 第10回協議会の発言要旨について

事務局から報告。

2. 近畿運輸局管内における実証事業について

令和2年度実証事業の結果について事務局から説明があった。加工食品分野で予約受付システムの使用率向上について実験、調査したが、待機時間については予約の有無は影響がなく、予約しても時間通り荷下ろしができないこともあった。単に予約システムを導入するだけでは改善は困難で、車両台数、受け入

れ貨物量、パース等を踏まえて予約システムを設計するなどいくつかの課題がある。

令和3年度の実証事業は、大阪府で大型連休前、大量納品による入荷混雑解消に取り組む。納品先の近くに数社の発荷主が共同で配送センターを運営し、連休前数日かけて休日分の荷を集結させ、順次卸センターへ荷を補填する。連休中は必要な荷だけを卸センターから小売店へ配送するという内容。

3. 「新型コロナウイルス感染症禍における『新しい働き方』による働き方改革の推進」について

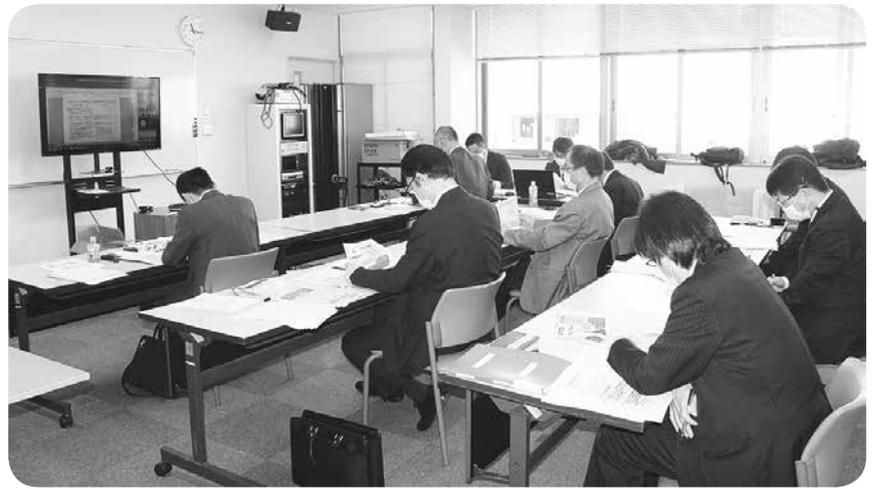
2020年の生産年齢人口は7,406万人、これが30年後には5,275万人と予想されている。30年後は今7人でしている仕事を5人でしなければならなくなる。一人一人の状況に応じた多様な働き方で労働力を最大限に活かし、「人口減少社会」対応型の働き方が求められる。勤務条件を工夫することで採用の可能性が広がり、定着率の向上が期待される。

4. 「標準的な運賃」の周知及び燃料価格上昇による対応について

荷主団体への周知活動は、令和3年3月に近畿トラック協会会員の荷主企業6,722社にリーフレットを発送、10月奈良県トラック協会会長と奈良運輸支局長が奈良県商工会連合会会長を訪問し、会員企業への周知を依頼。これにこたえて同連合会1月号の広報誌に「標準的な運賃」のリーフレットを掲載し、会員15,000者と関係行政機関へ発送。奈良県トラック協会ではセミナーを開催した他、新聞広告、テレビCMでの広報を通して周知に努めた。

5. パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議及び取引適正化に向けた5つの取組について

関係省庁が連携して、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備する。価格転嫁円滑



▲奈良運輸支局会場

化に向け、独占禁止法の適用の明確化、「優越的地位の濫用」に関して調査及び法執行の強化を図る。取引適正化に向けた5つの取組みは1. 価格交渉のより一層の促進、2. パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上、3. 下請取引の監督強化、4. 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化、5. 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋。

6. 取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について

「ホワイト物流」運動の推進、自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」、台風等の異常気象時における輸送の目安の設定、大雪等の異常気象時における荷主への周知・連絡体制の構築について近畿運輸局から説明。奈良労働局からは荷主等への対策事業として、トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営・拡充、動画の作成、「働き方改革推進支援センター」などについて説明。

【法規制】で働き方改革を促進

働き方改革関連法		
項目名	規制の概要	中小企業規模
時間外労働の上限規制	原則として月45時間、年360時間(例外月100時間未満、年720時間以下)等とする罰則付きの上限規制を導入する	2020.4.1から適用 自動車運転者は2024.4.1から年960時間を適用
割増賃金率	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上とする	2023.4.1から適用
年次有給休暇	10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季指定して与えなければならない(労働者が時季指定したり計画的付与したものは除く)	2019.4.1から適用
労働時間の状況の把握	省令で定める方法(現認や客観的な方法)により把握をしなければならない	2019.4.1から適用
産業医	産業医が行った労働者の健康管理等に関する報告の内容を衛生委員会に報告しなければならないとする等	2019.4.1から適用 (ただし、産業医の選任義務のある労働者数50人以上の事業場)
雇用形態にかかわらず不合理な待遇差の禁止(同一労働同一賃金)	同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることを禁止	2021.4.1から適用 (派遣労働者については2020.4.1から適用)

第36回奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会

日時：令和4年3月15日(火) 午前10時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者（敬称略）：

- 〈委員長〉蓮花一己（学識経験者）
- 〈委員〉吉村昭秀（荷主関係者）、森田育浩（マスコミ関係者）、岡波圭子（一般消費者）
浦久保幸浩（労働組合関係者）
- 〈参考人〉澤島弘幸（近畿運輸局 奈良運輸支局長）
- 〈オブザーバー〉中村洋一（近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門 首席運輸企画専門官）
- 〈適正化事業実施機関〉塚本哲夫（本部長）、森本禎男（副本部長）
- 〈事務局〉中林専務理事、松村常務理事、森部長、三輪主任

冒頭、塚本本部長は「コロナ禍で物流が活発ではないのに、人手不足感があり、数年前から若い人が入ってこない。労働基準法の改正や時間外労働の上限規制。また、ウクライナの情勢から燃料価格の高騰、タイヤやオイルの値上げにつながっている。適正運賃を周知させることで、持続可能な産業にしていかなければならない。そのためには本委員会は重要な会議となっ

ている」とあいさつ。

蓮花一己委員長は、「コロナの流行が長く続く中、物流業界が大きな力を発揮し、市民、県民生活を支えている。対面が難しくなり、オンラインの推進が支えている部分がある。働き方改革が進められる中、全国を対象にできるオンライン化がトラック協会でも大切になってくる。自動運転への移行もあり、デジタルトランスフォーメー

ションが課題になってくる」と述べました。

議事の内容は以下の通りです。



▲蓮花委員長

議事1 令和3年度適正化事業実施機関の活動状況について

1. 巡回指導における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底【重点項目】

「三つの密」を避け、感染防止対策の徹底を図って実施したが、令和3年5月、6月、8月及び9月の巡回指導は延期対応を図った。

2. 適正化事業の公正・着実な推進

(1) 速報制度については、令和3年4月～令和4年2月の速報件数は0件。労基特別巡回指導は4事業所に対し、早期適正化を図った。

(2) 働き方改革関連法の周知及び改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底については、リーフレットの活用、巡回指導を通じての周知徹底を行い、また、

「標準的な運賃」を活用した届出を促進。

(3) 「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底に関して年間目標件数160件に対し、108件となった。指導内容については、初任者への特別な指導が最も多かった。

(4) 法令遵守の徹底や輸送秩序確立等に係る指導及び広報啓発活動の推進については、令和3年10月28日に奈良県商工会連合会への周知依頼、奈良新聞への2度の広告掲載、奈良テレビへのCM放送、適正化事業情報紙「あすか」の送付等周知と理解促進に努めた。

(5) 適正・円滑な苦情処理については、内容は危険運転につ

いてが最も多く、66.8%に上ったが、適正かつ円滑な処理に努めた。

3. 貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力【重点項目】

令和3年12月17日現在、奈良県で185事業所（148社）が認定され、前年度比0.7ポイント増の22.9%となった。

4. 適正化事業指導員に対する研修及び更なる資質の向上【重点項目】

各種研修については、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、延期や開催見送りされたものが多かった。

5. 評議委員会の適切な運営

10月の研修会は中止になった。

6. その他の取り組み事項

- ・奈良県適正化事業実施機関の優良事業所の表彰は16事業所。
- ・国土交通省が行う安全性優良事業所表彰への推薦は、近畿運輸局長表彰が3事業所、奈良運輸支局長表彰が17事業所。
- ・国土交通省近畿運輸局等が行う適正化事業指導員表彰への推薦は1名。
- ・貨物自動車運送適正化事業実施機関情報処理システムの適切な活用を図った。
- ・適正化事業情報紙「あすか」を令和3年9月と令和4年3月に発行し、情報提供に努めた。
- ・物流セミナーの開催は、中止となった。

主な質疑や意見

- ①巡回指導総合評価を見ると、A評価が、今回5→23に増えている。全国に比べると低いが、昨年と比べると高くなっていることが見て取れる。そこも明示するといふ。
- ②指導率ワースト10の中に健康診断の実施があるが、安全健康に関するものがおろそかになっていないかということは重要である。
- ③巡回指導総合評価の推移をみると、ABCDEの5段階評価のうち、今年度E評価の事業所の60%は昨年D、40%は昨年E。固定されているのか？レベルアップしているところもあるのかグラフでは分かりにくい。
- ④安全性優良事業所の認定が横ばいになっていることへの対策は。→全国平均と比べても増えてきていない。AB評価の事業所に申請を促した。現在の185件から目標の25%になるにはあと17件で、目標達成が見えてきている。Gマー

クの申請内容が見直しされることもあり、取得率をあげていきたい。

- ⑤巡回指導総合評価の推移でEからAへと急に上がっているところもある。「あすか」などで取り上げて動機づけにするといいのではないかと。評価の上がっている根拠を上げるのは有益。ウクライナ情勢等を考慮すると、今後も厳しい状況になる。その中でトラック協会の真摯な取り組みを4月以降記事にしていきたい。
- ⑥適正事業は原則、対面で行うのか。→オンラインの予定は今のところない。
- ⑦初任運転者講習を受けた人は、その後も就業しているかどうか。→その把握はしていない。
- ⑧Gマークの取得が増えない要因に、ステッカーの費用の問題があるのか。→申請費用は無料だが、ステッカーの購入は有料。

議事2 令和4年度適正化事業実施機関の活動指針（案）について

巡回指導における新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底、適正化事業の公正・着実な推進、貨物自動車運送事業安全

性評価事業「Gマーク制度」の積極的な推進及び協力、適正化事業指導員に対する研修の更なる資質の向上など令和3年度と

ほぼ同じ。「Gマーク制度」認定は、取得率25%以上をめざす。

その他

「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？」の冊子を蓮花先生監修のもと作成した。マスコミにも取り上げられ、奈良の高齢者の死亡事故減少に役立てられるとよい。



第3回適正化実施対策委員会

日時：令和4年3月8日(火) 午前11時～午前11時30分

場所：奈良県トラック会館 2階 会議室

出席者：森本担当副会長、辰己委員長、委員6名、役員2名、事務局2名 以上12名

指導事項

遠隔点呼の実施方法について

近畿運輸局 奈良運輸支局 企画輸送・監査部門

運輸企画専門官 中内大介 様

議 事



▲辰己委員長



▲森本副会長

(1) 巡回指導について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、奈良運輸支局と連絡調整の上、令和3年5月、6月、8月及び9月の巡回指導の実施を中止した。巡回指導項目別では、「特定の運転者に対する指導」が最も高い指導率であり、該当者がいる66事業所中36事業所に対して指導を行ったことを報告した。

(2) 安全性評価事業について

2021年度安全性優良事業所の認定結果について、新規申請11事業所を含む46事業所が申請し、全て認定された。これにより奈良県の認定事業所数は185件となり、県内事業所における認定率は令和3年12月17日現在で22.9%となった。

また取得率向上と一般消費者等への認知度アップに向け、1月24日と2月4日に奈良新聞へ広告を掲載したことなどを報告した。

(3) 表彰について

令和4年2月10日に令和3年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関優良事業所表彰式を挙行し、16事業所が受賞したことを報告した。

(4) 各種セミナー等について

令和4年1月21日にIT活用セミナー、1月に第5回初任運転者特別講習を臨時開催したこと、第2回運行管理者試験対策講習会を1月23日、2月6日、13日及び21日に開催し、延べ64名が受講したことを報告した。

(5) 令和4年度奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関活動指針(案)について

巡回指導の実施目標件数を年間160事業所とし、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、上半期70事業所、下半期90事業所を目標値とした。

また安全性評価事業について、令和5年度の認定時には、県内の認定取得率を25%以上を目標としていることを説明し、承認された。



車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育講習会

日時：令和4年3月2日(水) 午前9時～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：9名

荷役作業における労働災害を防止するため、車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」の選任が法令で定められています。作業指揮者の選任が進み、荷役関係の労働災害が減

少するよう、担当者向けの講習会が催されました。講師は労働安全コンサルタントの中村時雄氏。講習終了後は参加者に修了証が授与されました。主な内容は以下の通りです。



▲講師の中村時雄氏



(作業指揮者の選任)

陸運業における労働災害の割合は、荷役作業時の労働災害が約70%を占めている。事業者には作業指揮者を選任し、必要な安全教育を実施するなど、ガイドラインや法令に基づいた責務がある。

(作業指揮者の職務)

荷役運搬作業は選任された指揮者の作業計画から始まる。作業計画の立案にあたっては、服装や保護具の正しい着用、人や機械、器具の適正配置と関係各所との打合せ、運搬経路の確認や環境への配慮など多岐にわたって注意しなければならない。

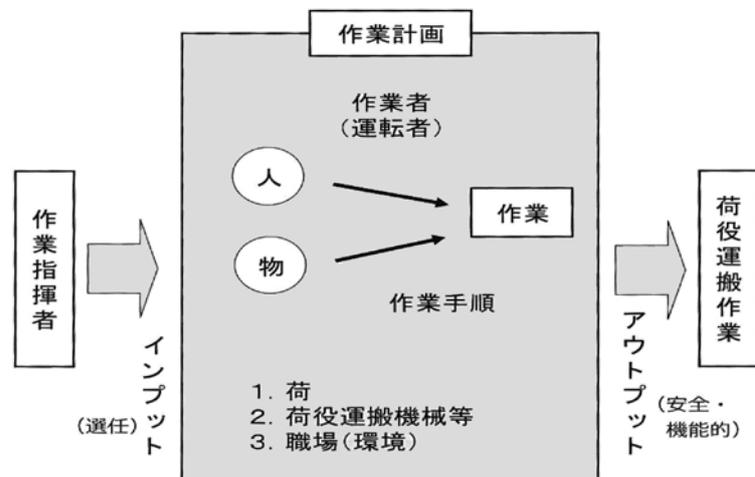
またフォークリフト、ショベルローダーやフォークローダーなど車両ごとの特性を踏まえて、作業計画を立てる必要があり、作業指揮者には力学に関する知

識や異常時に講じる措置なども理解することが求められている。

(作業計画の作り方)

荷役運搬作業は、運搬すべき

荷を荷役運搬機械等を用いて、作業指揮者の指揮のもとで一定の環境の中で作業者によって行われます。



作業計画には、人・物・作業の調和を図るため次の事項が明確にされていなければなりません。

- (1) なにを (運搬する荷を)
- (2) いつまでに (運搬期限までに)
- (3) ないで (荷役運搬機械で)
- (4) どこで (作業場所、通路、道路等で)
- (5) だれが (作業者、運転者が)
- (6) どのようにして (作業手順とその急所、災害防止に必要な事項)

令和3年度 トラック運送事業者のための人材確保セミナー

日時：令和4年3月18日(金) 午後1時30分～
場所：奈良県トラック会館 2階 研修室 参加者：13名

トラック運送業界の労働力不足が深刻化している状況を踏まえ、人材確保、育成、労務管理の対策について具体的に学ぶセミナー。日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役の小坂真弘氏が新時代における運

者人材の実態や採用、人材が定着するための職場環境の整備、働き方改革に対応した実務について解説しました。主な内容は以下の通りです。



▲講師の小坂真弘氏

人材が定着する会社づくり

人材確保のためには今いるドライバーが辞めないような仕組みづくりが最優先事項。コロナ禍以前は即戦力を求める傾向にあったが、どのような人を採用したいか、人柄重視で採用し、とらない人材も明確化する。職場を転々と変えているような人は採用しないなど、採否のイメージをかためる。採用にあたっては未経験者の方が永く働く傾向にある。福利厚生を重視し、採用した人には祝い金を出すなど、採用より今いる人材にお金を使って大切にすることが効果的。新卒の採用は就職指導の先生と信頼関係をつくり、インターンシップを取り入れる方法もある。インターンを利用した学生の7割が、訪問した会社

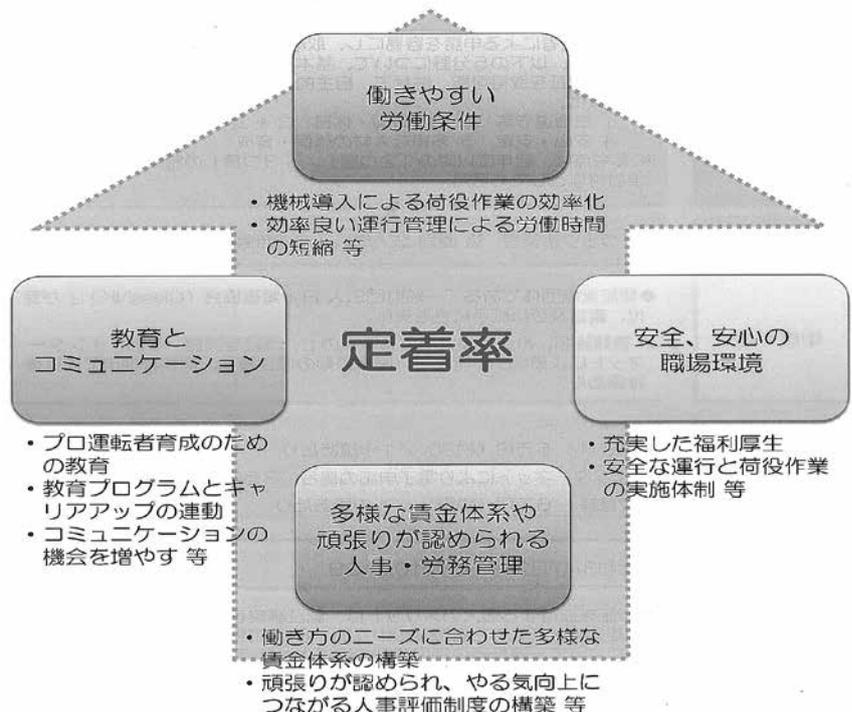
事に就くうえで希望時間に沿った勤務形態をとることが大事。結果として働き方改革にもつなげやすい。またパワハラ、セクハラ対策の相談窓口を置いたり、「働きやすい職場認証制度」を取得するなどホワイト経営で職場環境を整える。懇親会や社内

旅行などのイベントをすることでコミュニケーションの活発な会社になれば、人材の定着化にもなる。

人材不足を材料に、荷主に取引条件の改善を求めて、人材確保につなげてほしい。



運転者定着のポイント



求人広告は会社のホームページとは別にスマホ専用のサイトをつくるのがいい。職場環境や仕事の流れをスマホの動画で見ることができるようにすれば、採用に加えて人材教育にも使える。若いスタッフなら、動画の編集作業のできる人も思うので、社内で制作すればコストを抑えることができる。

全国の女性ドライバーは令和元年の2万人から令和3年には4万人に増えている。女性が仕

令和3年度 第2回運行管理者試験対策講習会

※感染症対策のため定員を20名迄に制限、講習時間を2時間に短縮して実施。

関係法令等の講習（2時間×4回）

日時 令和4年1月23日（日）午前11名・午後 4名
令和4年2月 6日（日）午前16名・午後 1名

模擬試験の実施／解答、解説（2時間×3回）

日時 令和4年2月13日（日）午前19名・午後 4名
令和4年2月21日（月）午前 9名

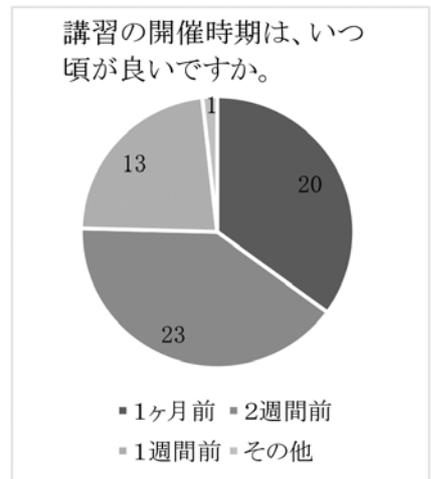
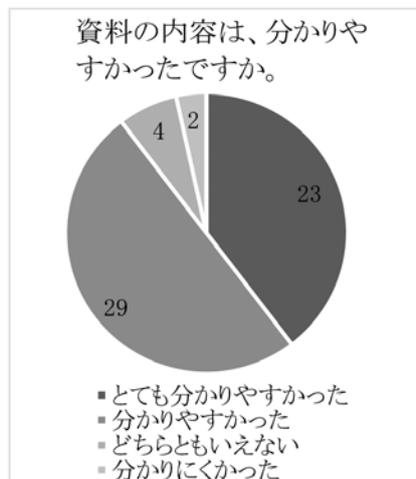
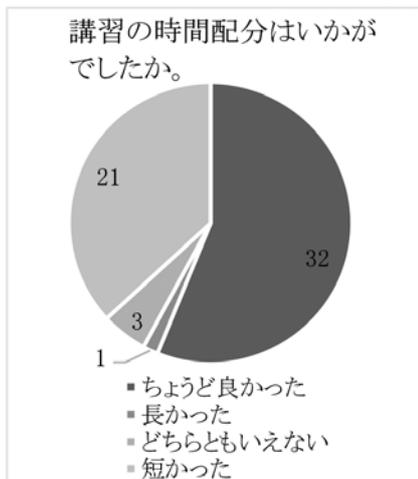
講師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所

令和3年度第2回運行管理者試験合格に向けて、会員事業者従業員の方を対象に講習会を開催しました。1月23日と2月6日に貨物自動車運送事業法等の関係法令について各大問の要点を解説、2月13日と2月21日に模擬試験の実施及び解答・解説を行い、延べ64名の方が受講しました。

受講者の方のアンケートでは、ちょうど良い時間配分で分かりやすかったとの意見を多く頂きました。

なお、運行管理者試験はCBT試験（Computer Based Testing の略で、テストセンターにてパソコンを用いて解答する。筆記用具や試験用紙を用いない実施方式。）のみで行われ、2月19日（土）から3月20日（日）の期間で実施されました。

○アンケートの結果（一部）



▲講習会の様子



2021年度

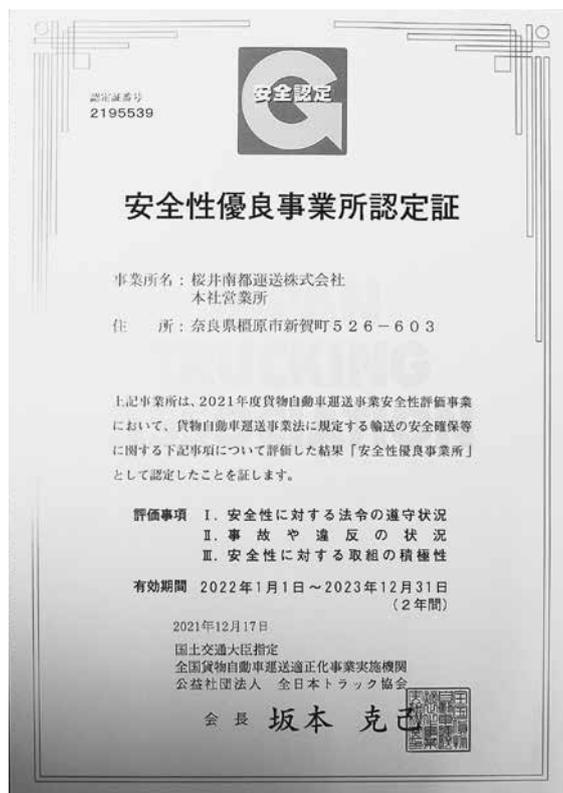
Gマーク(安全性優良事業所)【新規】認定先インタビュー

新規取得

桜井南都運送株式会社

本社営業所

橿原市新賀町526-603



～ Gマークで社員の意識レベルが向上～

昨年1月の巡回指導で満点のA評価を受けてから、協会からの取得勸奨もありGマーク認定取得に向け、申請することを決めた。軽微な事故もなくしたいと半年に1回の全体会議と3ヶ月に1回の事故防止委員会を実施して安全対策に取り組みました。昨年2月に3代目社長に就任した石橋卓也氏は「取引先の敷地内での後退事故をなくしたい」と軽微な事故であっても内容を資料にまとめて可視化、社内全体で共有し改善方法を練りました。社長就任以前から残業時間の削減に取り組み、年960時間以内は2年前からほぼできているという。デジタコやドラレコは全車に搭載し、健康診断は年2回実施。「守るべきことは守る」と石橋社長。Gマークのステッカーをトラックに貼ってから、社員の意識レベルが高くなり改善提案も増えたそうです。

(代表取締役 石橋卓也氏)

大淀町にカーブミラー寄贈 ～奈良県トラック協会吉野支部～

日：令和4年3月11日(金)

場所：大淀町役場

公益社団法人奈良県トラック協会（塚本 哲夫会長）の会員で構成する奈良県トラック協会吉野支部（清水 益成支部長）は、大淀町（岡下 守正 町長）にカーブミラーを贈呈しました。

贈呈式には中村 吉成副町長、中谷 智文総務部長、福西 正起建設環境部長も出席され、岡下 町長は「地域住民の方々の安全対策に役立てます。」と話されました。



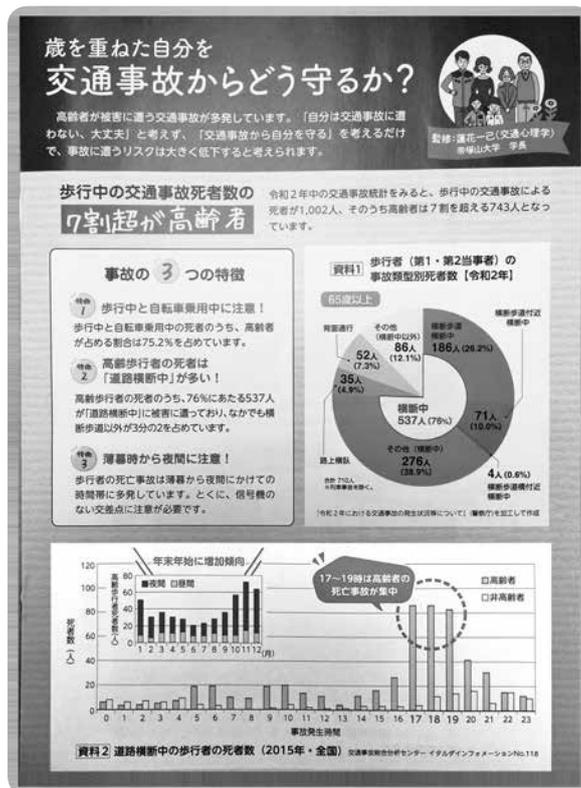
▲写真右から二人目が岡下 守正町長

*写真撮影のためマスクを外しております。

高齢歩行者の交通事故防止冊子を寄贈 五條市長から御礼状

日：令和4年2月9日(水)
場所：奈良県トラック会館

高齢者の交通事故防止啓発用冊子「歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか?」を、五條市に寄贈しました。太田好紀 五條市長から塚本哲夫 会長宛に「寄贈いただいた高齢者の交通事故防止のための啓発用冊子は、施策の推進に有効活用させていただく」というお礼状が届けられました



▲写真右が久保雅彦危機管理課長（4月1日付で産業環境部長）

奈良県警察 警備部長 来訪

令和4年3月22日に奈良県警察本部 木下禎晶警備部長が、退任あいさつのため来訪されました。木下部長から、協会からの災害発生時避難情報等の冊子寄贈への謝意等の話があり、中林専務理事が対応しました。



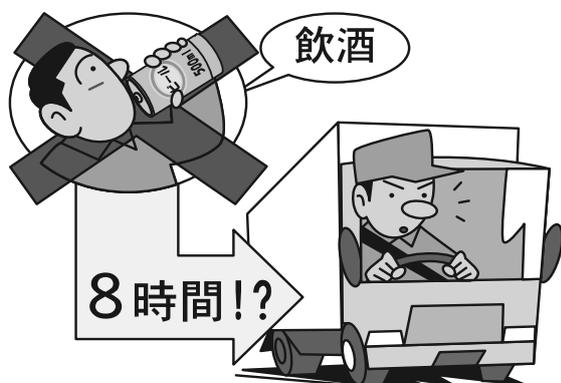
*写真撮影のためマスクを外しております。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

ドライバーへの啓発広報活動

勤務時間前の飲酒の禁止



体内に入ったアルコールはすぐには消えません。一般に、体重 60 キロの人が 500ml の缶ビールを飲んだ場合、アルコールが消えるまでには 3～4 時間がかかるといわれています。例えば、3 本の缶ビールを飲んだ場合には、8 時間が経過してもアルコールは消えないことになります。

したがって、飲酒後 8 時間が経過すれば血中濃度が必ずしも平常値に戻るわけではありません。また、アルコールが消えるまでの時間については個人差が大きく、年齢や体質、その時の体調や飲酒量などにより大きく左右されますから、その点をドライバーにしっかりと認識させる必要があります。

酒気帯びの有無等の申し出



貨物自動車運送事業法輸送安全規則第 17 条の「運転者の遵守事項」において、「酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること」と定められています。

したがって、点呼時等に、飲酒の有無や、飲酒量、飲酒後の経過時間、睡眠状況、体調などを、ドライバーが申し出るよう指導を徹底する必要があります。

休憩時や仮眠前の飲酒の禁止



走行中はもちろんですが、休憩時や仮眠前の飲酒も厳禁とします。

特に、仮眠前は寝付きをよくするために酒を飲むドライバーも見られますが、仮眠前の飲酒は、酒気帯び運転の大きな原因となるだけでなく、それが習慣化すると、いわゆる「アルコール依存症」につながる危険もありますから、たとえ少量でも仮眠前に酒は飲まないよう指導を徹底する必要があります。

また、フェリー乗船中など運行途中の休息期間中における飲酒も酒気帯び運転につながりますから、禁止するよう指導を徹底する必要があります。

軽油価格調査集計表(2022年1月)

令和4年2月25日現在
(公社)全日本トラック協会

2022年1月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	125.49	111.19	119.17

2022年1月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	131.77	112.62	116.97
出光昭和シェル	123.25	109.76	116.95
キグナス			
コスモ	108.20	109.37	117.50
その他	126.08	112.83	122.16

2022年1月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	126.51	112.05	119.32
30～50キロリットル未満	115.30	109.13	116.70
50～100キロリットル未満		108.58	
100キロリットル以上		107.00	

2022年1月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	129.33	111.15	116.70
30～60日未満	124.05	110.12	118.94
60日以上		115.50	125.00

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2021年9月	114.55	102.07	110.90
2021年10月	120.28	108.25	118.19
2021年11月	121.75	111.58	120.60
2021年12月	117.26	106.18	116.83
2022年1月	125.49	111.19	119.17

※消費税抜きの価格となります。

ごみ 不法投棄 禁止

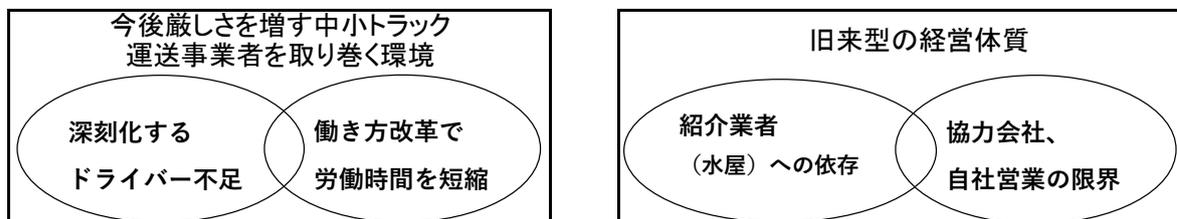


トラックステーションへの
不法投棄は犯罪です
発見次第警察に通報します

K I T 事業の案内

Kyodo Information of Transport
K I T (協同・情報・輸送) 事業のご案内
 キット K ・ I ・ T

品質と信頼で未来につなぐ 求荷求車ネットワーク「WebKIT2」



WebKIT2
 がお応えします！！

強力な経営支援ツールです！

導入効果

安定的な輸送力の確保のために

- ・大事なお客様からの急な輸送オーダー対応
- ・ネットワーク会員同士で輸送力を相互補完

導入効果

安心のネットワーク取引のために

- ・明確な運賃
- ・回収不安なし

導入効果

輸送効率化のために

- ・配車業務のシステム化
- ・配車担当者のスキル向上
- ・書面化による輸送トラブル解消

導入効果

輸送効率化のために

- ・閑散期の荷物確保と繁忙期の車両確保
- ・帰り荷確保(実車率アップ)
- ・余分スペースの積み合わせ(積載率アップ)

生産性の向上

取引・事業の拡大

** 運賃の集金は組合精算ですので安心です **

* 運賃の支払いは45日サイトです。

* 軽油・尿素の支払いは50日サイトです。

☆輸送

運賃<実例>

- ◎大阪(茨木市) → 埼玉(深谷市) 大型車
運賃 85,000円(税抜き)
- ◎大阪(住之江区) → 愛知(安城市) 4トン車
運賃 43,000円(税抜き)

☆軽油販売

エネクスフリート 軽油価格

令和4年	1月	2月
軽油	116円	120円

(単価は日本貨物運送事業協同組合連合会
(日貨協連)の全国統一価格です。)

☆尿素販売

アドブルー 1L=78円(令和4年3月現在)

お問い合わせ

奈良県キット事業協同組合 〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町170-15
 TEL 0743-58-6080 FAX 0743-58-6081

令和4年2月吉日

組合員の皆様へ

近畿交通共済協同組合

弁護士費用補助規約

新設します！

令和4年

4/1~
スタート！

対人共済加入車両へ自動付帯

※追加掛金不要

弁護士費用補助規約とは？

もらい事故(組合員に過失がない事故)で相手方に損害賠償を請求する場合に必要な弁護士費用(訴訟費用などを含む)を補助します。

補償内容

自動車事故により、補償の対象となる方が死傷されたり、物を壊されたりした場合に相手方へ損害賠償を請求するために必要となる弁護士報酬や訴訟費用などに対して、補助金をお支払いします。

限度額

30万円
(税込)

- * 本規約は令和4年4月1日から令和5年6月30日の期間、上記内容で実施致します。
- * 対象事故は、上記期間内に発生した無過失事故(もらい事故)です。
- * 当組合から弁護士を紹介できます。
- * 料率決定にかかる補償率へは算入しません。

もらい事故の場合も近畿交通共済へご一報ください

ご不明な点等ございましたら、各事務所までお気軽にお問合せ下さいませようようお願い申し上げます。

自動車共済・自賠償共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0743-59-1701

トラック協会・陸災防奈良県支部

4月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
3	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
14	木	11:00～	第1回交通安全・労災防止対策委員会	奈良県トラック会館
17	日	7:45～	移動健康診断	奈良県トラック会館
22	金	14:00～	第1回総務委員会	奈良県トラック会館
26	火		第284回理事会(決算)	奈良県トラック会館

5月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
24	火		奈ト協 第49回定時総会/陸災防奈良県支部 第60回通常総会	ザ 檜 原

全日本トラック協会会長表彰受賞

多年にわたりトラック運送事業の業務に精励したことにより、公益社団法人全日本トラック協会 会長坂本克己氏より表彰されました。

受賞者

公益社団法人奈良県トラック協会 職員 大西 徹
同 職員 井口 元裕



▲大西 徹



▲井口 元裕



表彰状

公益社団法人奈良県トラック協会
大西 徹 殿

貴殿は多年にわたりトラック運送事業の業務に精励しその成績抜群であり他の模範とするものでありますよってこれを表彰いたします

令和四年三月三日

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本克己

優良従業員表彰候補者の推薦について

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

優良従業員表彰候補者の推薦について

令和4年5月24日(火)開催予定の定時総会(於 ザ檀原)において、会員事業者の優良従業員を会長名で表彰致したく、別紙推薦書にてFAXで推薦頂きますようお願い申し上げます。(FAX番号 0743-23-1212)

記

- 1 被表彰者の種類
 - (1) 運転者
 - (2) 一般従業員
- 2 推薦基準 ((1)～(3)の全てに該当する従業員)
 - (1) 成績優秀で他の従業員の模範となる者
 - (2) 同一事業者に5年以上勤務する者(基準日は総会の日)
 - (3) 過去にこの表彰を受けていない者
- 3 推薦締切日

令和4年4月15日(金)

(本件担当:山村)

紙 別

令和 年 月 日

(公社) 奈良県トラック協会会長 殿

住 所

会 員 名

代 表 者 名

印

優良従業員表彰候補者推薦書

標記について下記の者を被表彰候補者として推薦いたします。

記

氏 名	ふりがな
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生
職 名 ○印を付けて下さい	運転者 一般従業員
勤 続 年 数	年 月
(推薦理由)	

トラックの構造上の特性

I
トラックの特性

■看板などへの接触

トラックの高さによる事故の典型的なものとして、次のものがあります。

- ・看板やひさしなどへ衝突
- ・門の上部へ衝突
- ・高架橋下のトンネルの上部へ衝突

また、ウイング車の場合、ウイングをあげたまま走行すると、

- ・工場内のパイプラインに接触
- ・電線に接触

などの危険があります。

看板やひさしのなかには高額なものもあります。鉄道などの高架橋下のトンネルに衝突した場合には、列車の運行をストップさせるという重大な事態を招くおそれもあります。

また、工場内のパイプラインに接触して切断し、工場のラインがストップした場合には、巨額の損害賠償を請求されることもあります。

したがって、自分の運転しているトラックがどのくらいの車高なのかを把握し、上方によく注意するとともに、通行できるかどうか迷ったときは、降りて確認するなどの慎重な運転が必要です。

■積載時と空車時の違いを知る

空車の場合と実車の場合の車高の違いも把握しておく必要があります。納品時には通り抜けられた場所でも、空車になった場合には、通り抜けられるとは限りませんから、その点にも十分に注意する必要があります。



事業用自動車事故事例 No.80

(一般貨物) 普通乗用車が安全不確認で交差点を右折した右直事故

■事故の概況

人と車参照



事故類型：右折直進時

発生日時：昼過ぎ

当事者A：普通乗用車 30歳代 男性

当事者B：普通貨物車 40歳代 男性

■ 事故の概要

Aは片側二車線の道路を走行していました。比較的大きく見通しの良いT字路交差点を右折しようと右折車線へ入りました。前車が右折の合図を出しており、前方の信号も青だったので、Aは前車に追従しゆっくりと交差点に進入しました。前車が右折を終え、追従するようにAも右折を開始したところ、前方からB車が走行してくるのを発見しました。交差点に入ったばかりでしたが、先に通れると思い加速したところ、B車と衝突しました。

一方Bは、時速約50kmで走行していました。青信号で進入した交差点内で右折をしているA車を発見した瞬間、衝突をさけようと左にハンドルを切ったところ、A車と衝突しました。

■ 事故から学ぶ

この事故の直接の原因は、A車の安全不確認です。早く右折したいという気持ちが「停車しようか」「行ってしまおうか」と迷ったときに「進む」という判断をさせてしまいました。B車を見たときに「止まる」という選択肢もあったはずですが、「早く行きたい」という気持ちに打ち消され、さらに「自分のほうが先にいける」と相手の速度を見誤ってしまいました。

お互いが自分を優先させてしまったことも原因ではないでしょうか。交差点では自分が優先であっても、すぐにブレーキがかけられるように準備をしておきましょう。

運転するときは運転に集中し、自分の目で安全を確認することが大切です。

適正化事業・巡回指導報告書

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和4年2月実施状況		令和3年度月別実施件数						実施件数合計
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数	
18件	12件	4月	13件	8月	0件	12月	11件	108件
		5月	0件	9月	0件	1月	14件	
		6月	0件	10月	21件	2月	12件	
		7月	18件	11月	19件	3月	件	

令和4年2月実施結果

調査事項		調査件数	指導件数	指導率
I. 事業計画等	1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	12	0	0%
	2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	12	0	0%
	3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	12	0	0%
	4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	12	0	0%
	5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	12	0	0%
	6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)	10	0	0%
	7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	12	0	0%
	8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	12	0	0%
II. 帳簿類の整備、報告等	1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	3	0	0%
	2. 自動車事故報告書を提出しているか。	0	0	—%
	3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。	12	0	0%
	4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	12	0	0%
	5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)	9	2	22.2%
III. 運行管理等	1. 運行管理規程が定められているか。	12	0	0%
	○ 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0%
	3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	2	16.7%
	4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。	12	1	8.3%
	○ 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。	12	2	16.7%
	6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆	12	0	0%
	○ 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	12	4	33.3% ④
	8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	12	1	8.3%
	9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆	12	1	8.3%
	10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	3	1	33.3% ④
	○ 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	12	2	16.7%
	○ 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。	8	8	100.0% ①
	○ 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。	8	4	50.0% ②
IV. 車両管理等	1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。	12	1	8.3%
	○ 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。	12	0	0%
	3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	12	3	25.0%
	4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	12	0	0%
	○ 5. 定期点検及びその保存がされているか。	12	3	25.0%
V. 労基法等	1. 就業規則が制定され、届出されているか。	6	0	0%
	2. 36協定が締結され、届出されているか。	11	1	9.1%
	3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	12	0	0%
	○ 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	12	5	41.7% ③
VI. 法定福利	1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。	12	1	8.3%
	2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	12	1	8.3%
VII. 運輸安全管理	1. 運輸安全管理の実施は適正か。	12	3	25.0%
指導件数合計		406	46	11.3%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	1件	3件	5(2)件	1件	件	件	10(2)件
新規参入	件	件	1件	件	件	件	1件
新規(他)	件	1(1)件	件	件	件	件	1(1)件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	1件	4(1)件	6(2)件	1件	件	件	12(3)件

() は会員外の件数です

奈良県警察本部からのお知らせ

1 県内の交通事故発生状況

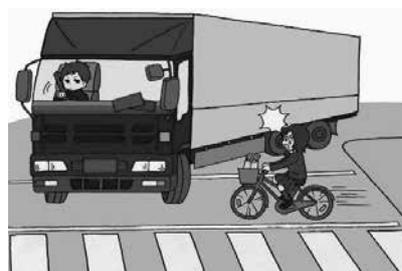
区 分	3月15日現在			備 考
	令和4年	令和3年	増減数	
総件数	6,884 件	7,067 件	-183 件	1日に約 93 件
人身事故件数	528 件	557 件	-29 件	1日に 7 件
死者数	8 人	4 人	4 人	約9日に 1 人
負傷者数	607 人	688 人	-81 人	1日に約 8 人
物損事故件数	6,356 件	6,510 件	-154 件	1日に約 86 件

(データは概数)

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

区 分	3月15日現在		
	令和4年	令和3年	増減数
総件数	380 件	322 件	58 件
人身事故件数	28 件	24 件	4 件
死者数	1 人	0 人	1 人
負傷者数	31 人	33 人	-2 人
物損事故件数	352 件	298 件	54 件

(データは概数)



・県内の事業用貨物自動車に関する交通事故は、負傷者数を除き、前年同期比で全て増加しています。

3 マナーアップ大和路2022について

県警察ではマナーアップ大和路2022と称して、交通安全「やまとじ」

- ④ 夜間に目立つ反射材、前照灯の早め点灯と上向き点灯
- ④ 待った、飲酒運転。ハンドルキーパーで安全・安心
- ④ 止まって、ゆずろう、横断歩道は歩行者優先
- ④ 自転車は車の仲間、ルールを守って安全運転

の実践を呼びかけています。

県内では、本年に入ってから8人の方が交通事故で亡くなっていますが、その数は昨年と比べて**倍増**しています。(3月15日現在)

皆さまも交通安全「やまとじ」の実践を広めていただき、1件でも多く交通事故を減らすための活動に引き続きご協力をお願いいたします。

子どもの事故防止～足型ストップマーク～

日：令和4年3月17日(木)

場所：河合町役場

公益社団法人奈良県トラック協会（塚本哲夫 会長）は、令和3年度の事故防止対策事業として足型ストップマークを河合町（清原和人 町長）に届けました。

担当の企画部安全安心推進課から、「子どもの交通事故防止のため地域の方から貼付場所の希望があり、有効に活用させていただきます。」と話がありました。



足型ストップマーク
(絵柄は7種類あります)

全日本トラック協会「正しい運転・明るい輸送運動」表彰受賞

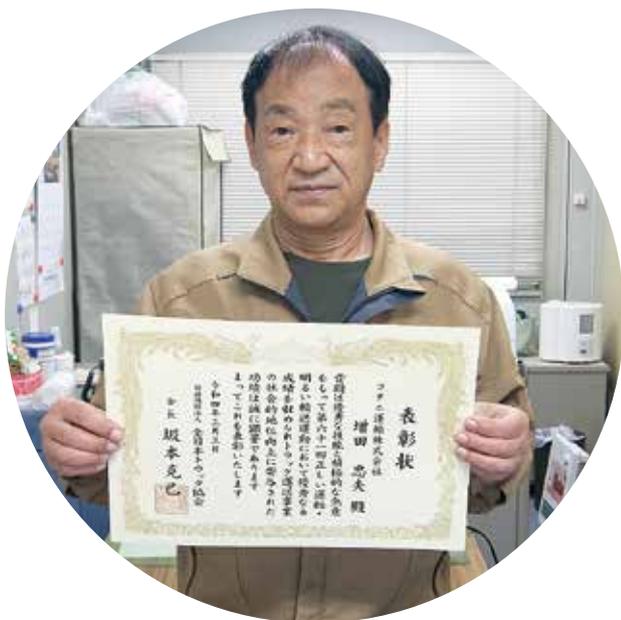
公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から交通事故防止等運動期間中の功績により表彰状が授与されました。

(優秀事業所表彰)



▲近畿福山通運株式会社 (写真 右端 取締役営業部長 大田氏)

(優秀従業員表彰)



▲コタニ運輸株式会社
増田 忠夫氏



▲奈相流通株式会社
谷村 拓哉氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

歳を重ねた自分を交通事故からどう守るか？

日：令和4年3月9日(水)
場所：上牧町役場

高齢者の交通事故防止用啓発冊子（監修/蓮花一己（交通心理学）帝塚山大学学長）を上牧町の特定非営利活動法人 楽しいまちづくりの会（NPO法人 楽まち）に届けました。同会の藤村 安則氏（バリアフリー担当）が受け取って頂き、「役場の関係する担当課と連携をとり、高齢歩行者の交通事故防止のため活用させていただきます。」と話されました。



藤村 安則氏

*写真撮影のためマスクを外しております。



令和3年度トラックによる安全啓発活動

日：令和3年3月22日(火)
場所：フジトランスポート(株) 車庫

(公社)奈良県トラック協会は輸送の安全と奈良県の地域産業を広くPRするため、ラッピングトラック「まほろば館号」の完成披露を行いました。



* 写真撮影のためマスクを外しています。

全日本トラック協会会長表彰受賞

公益社団法人全日本トラック協会 坂本克己会長から、トラック運送業の振興に努め業界の発展に寄与した功績により感謝状が授与されました。



▲株式会社新和託送
代表取締役 岡本 信雄 氏



▲株式会社キタウラ
取締役 北浦久志 氏



▲王寺貨物運輸株式会社
代表取締役 大西 教仁 氏

*写真撮影のためマスクを外しております。

奈良 地域事業主・運行管理者事故防止セミナー

日：令和4年3月25日(金)
場所：ザ檀原 2階大和の間

近畿交通共済協同組合が主催する事故防止セミナーが開催されました。

中秀夫 副理事長が「我々は、国民生活の重要な役割を担うライフラインである。交通死亡事故全体は減少しているが、今後とも積極的な事故防止対策を実践し、取り組んでいきたい。」と挨拶、太子のぞみ講師(独立行政法人日本学術振興会・同志社大学研究開発推進機構特別研究員)により、「多様なドライバーが共存する交通社会に向けて～心理学の観点から～」と題し、講演が行われました。

(講演内容)

道路上にはさまざまな運転スタイルの人がいる。運転スタイルの異なる人同士が、同じ道路を走ると事故が発生しやすくなる可能性がある。高齢運転者は、加減速のタイミングの遅れ、不十分な加速、非高齢運転者は速度を出しすぎる傾向がある等年齢層別の運転行動の特徴がある。

事故防止のための工夫として運転中の負荷を下げ、運転習慣を見直すことで事故の抑止効果がある。例えば運転中に飲食をしたり、包み紙をあける等をするると有害な影響が起りやすい。運転中ながら作業は危険であり、ハンズフリーでも会話に集中してブレーキ操作が遅れたり、有効視野が狭くなる。座席の高い車は車間距離がつかまっているので、危険への知識をふやす安全教育を行うようにしましょう。



▲太子のぞみ 講師



▲中 秀夫 副理事長



トラック奈良 2022年4月 第336号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫
TEL.0743-23-1200(代) FAX.0743-23-1212 編集委員長 竹長至暁

奈良県「新型コロナウイルス感染症対策」(抜粋)

感染防止と日常生活の両立

基本的な感染防止策の継続

- ① マスクを正しく着用し、
- ② 換気、③ 消毒、
- ④ 2m以上の距離を確保しましょう

これらの対策で、3つの感染経路(エアロゾル、飛沫、接触)を遮断しましょう

無症状の方で、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県民の方は、新型コロナウイルスの検査を無料で受けていただけます(県内65か所で実施)※

※令和4年2月8日現在のか所数。順次追加予定。令和3年12月29日から当面の間実施。
検査結果が陽性であった場合、必ず医療機関を受診してください。本無料検査は、診断に用いることはできません。陰性の場合でも、基本的な感染防止策を継続してください。